

○養老町特定非営利活動法人設立支援事業補助金交付要綱

平成24年5月21日

告示第77号

改正 平成25年3月29日告示第63号

平成27年3月17日告示第32号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の規定に基づく法人（以下「NPO法人」という。）に対し、当該NPO法人の設立に要した経費について予算の範囲内において補助金を交付することに関し、養老町補助金交付規則（平成元年養老町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当するNPO法人とする。

- (1) 町内に主たる事務所を有し、主に町内で活動し、今後も引き続き町内で活動を行う予定の団体であること。
- (2) 役員の2分の1以上が町内に住所を有すること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定める経費とし、当該NPO法人について設立登記がされた日までに支出したものである。

- (1) NPO法人を設立するための手続に要した経費
- (2) 広報及び宣伝に要した経費
- (3) 調査及び研究に要した経費
- (4) 関係機関との協議及び交渉に要した経費
- (5) NPO法人を設立するための会議に要した経費

(6) その他町長が認めた経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

(1) 役員の報酬及び構成員に係る人件費

(2) 食糧費及び交際費に類する経費

(3) 収益事業に係る経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条第1項に規定する補助対象経費の全額とし、5万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1法人につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするNPO法人の代表者は、養老町特定非営利活動法人設立支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費内訳報告書(別紙)

(2) 法人設立認証通知又は法人設立認定書の写し

(3) 登記事項証明書の写し

(4) 社員(会員)名簿

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、養老町特定非営利活動法人設立支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の規定により通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに養老町特定非営利活動法人設立支援事業補助金交付請求書（様式第3号）により、町長に補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第8条 町長は、前条の規定により請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第9条 町長は、補助事業者が法人登記の日から起算して3年以内に、法第43条の規定により、当該NPO法人設立の認証を取り消されたときは、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この要綱は、平成24年4月1日以後に法第10条第1項の規定による認証を受けたNPO法人について適用し、当該NPO法人が同日以後に支出した経費について補助対象とする。

（この要綱の失効）

3 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成25年3月29日告示第63号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月17日告示第32号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(表面)

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

養老町長 様

所在地
法人名
代表者氏名
電 話
印

養老町特定非営利活動法人設立支援事業補助金交付申請書

養老町特定非営利活動法人設立支援事業補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、この補助金の申請に伴い、私の町税の納付状況について、担当課において関係資料を調査することについて同意します。

記

交 付 申 請 額	円									
特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 年 月 日	年 月 日									
法別表に規定する活動の分野 (該当番号に○を付すこと。)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
活 動 の 目 的										

※ 添付書類

- ・補助対象経費内訳報告書(別紙)
- ・法人設立認証通知又は法人設立認定書の写し
- ・登記事項証明書の写し
- ・社員(会員)名簿
- ・その他町長が必要と認める書類

(裏面)

備考 法別表に掲げる活動の分野とは、次に掲げる 20 分野をいう。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

別紙

補助対象経費内訳報告書

養老町特定非営利活動法人設立支援事業補助金交付要綱第3条に規定する補助の対象経費は以下のとおりです。

項 目	金 額	説 明
合 計	円	

※ 領収書の写しを添付すること。

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

養老町長



養老町特定非営利活動法人設立支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった養老町特定非営利活動法人設立支援事業補助金については、養老町特定非営利活動法人設立支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額 円

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

養老町長 様

住 所

法 人 名

代表者氏名

印

養老町特定非営利活動法人設立支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け、第 号で交付決定を受けた養老町特定非営利活動法人設立支援事業補助金について、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

1 補助金請求額 円

2 振込先

金 融 機 関 名	銀行 金庫 農協	支店
預金の種類及び口座番号	普通・当座	
（フリガナ） 口座名義人		

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）